

# フードバンク事業

## 実施要綱

社会福祉法人 大宜味村社会福祉協議会

## 大宜味村社会福祉協議会 フードバンク事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、生活困窮など生活上の困難に直面している世帯に対し、地域において自立した生活が送れるよう総合相談支援と食糧支援を行い、暮らしを立て直す一助とするために行うことを目的とする。

### (経費)

第2条 フードバンク活動は、社会福祉法人大宜味村社会福祉協議会で運営する。また、地域住民からの善意の金銭・米券等の寄付があった場合には、食糧支援物資購入に充てることのできるものとする。

### (対象者)

第3条 生活困窮世帯

### (支援者側・受益者側に対する主の確認事項)

第4条 フードバンク活動に関する確認事項としては、次の各号のとおりとする。

- 1 提供できる食品の量と種類に関しては、1人につき、適量3日分を手渡しすることとし、種類については、米・保存食品等とする。
- 2 提供の頻度に関しては、その都度、状況を把握した上で判断するものとする
- 3 提供に際しての条件
  - イ 生活保護受給中の世帯は対象外とする。
  - ロ 提供された支援物資を他人に譲渡又は転売しないこと。
- 4 フードバンク利用申請書に必要事項を記入の上申し込みする。

### (食料確保)

第5条 地域の皆様から食品等の寄付を募る活動は、次のとおりとする。

- (1) フードドライブ（持ち寄り活動）の開催
- (2) 社協ホームページ、チラシによる周知

### (その他の事項)

第6条 フードバンク活動に関して、協議が必要な案件が発生した場合は、その都度、事務局長、事務局担当職員で協議し決定するものとする。

### 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## ご寄付いただきたい食品

賞味期限が1ヶ月以上残っている飲食料品等

- ① お米、
- ② 麺類（インスタントラーメン、パスタ麺、そうめん類）
- ③ 保存食品（缶詰、インスタント食品、レトルト食品）
- ④ 乾物（海苔、昆布、しいたけ、お茶漬け、ふりかけ等）
- ⑤ 調味料（味噌、醤油、砂糖、塩、コショウ、食用油等）
- ⑥ お菓子（なんでもOK）
- ⑦ 飲料（缶ジュース、コーヒー、水、お茶等）
- ⑧ 使用していない赤ちゃん用品（ベビーフード、粉ミルク、紙おむつ等）
- ⑨ お米等の商品券

## 受付できない食品

賞味期限が1ヶ月を切っている飲食料品等

- × 開封されているもの
- × 生鮮食品（生肉、魚介類、野菜等）
- × アルコール類（みりん、料理酒除く）

### 【問い合わせ先】

社会福祉法人 大宜味村社会福祉協議会 （担当 大城・平良）

TEL 0980-44-3800

FAX 0980-44-3803

メール [info@oogimishakyo.com](mailto:info@oogimishakyo.com)